

認定こども園認定審査基準の改正について

1 改正理由

認定こども園の教育及び保育の内容を定める規定について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、認定こども園認定審査基準（以下「審査基準」という。）を改正。

2 改正内容

改正後の審査基準第7条（5）クに虐待等の禁止についての規定を新設し、これに伴い改正前の審査基準第7条（5）クをキに移動。

3 関係通知

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について（通知）（令和5年2月9日付け府子本第90号、4文科初第2134号、子発第0209第2号）

4 施行期日

令和5年4月1日